

平成29年度事業計画

県内の林業労働者数は平成27年度末現在834人と、10年前に比べて約3割減少していますが、その年齢構成は月給制雇用等による社会保障制度への加入促進や機械化の推進による労働環境の改善などにより若年労働者の参入が進み、50歳未満の労働者が占める割合はこの20年間でほぼ倍増の53%となり若返り傾向にあります。

一方、民有林の人工林22万haのうち46年生以上の森林が66%を占めており、この膨大な資源の利用にあたっては、本来である建築用材に加え、木質バイオマス発電所での発電用材という有力な需要が開拓されたことから、木材需要量は平成25年度の年間24万 m^3 から27年度は36万 m^3 に増え、さらに今後は40万 m^3 以上に伸びるものと期待されています。

こうした中で森林整備や原木の安定供給を着実にするためには、林内路網や高性能機械など生産基盤の整備に加え、担い手の生産能力の向上、すなわち林業労働力の確保と技術向上が喫緊の課題であり、森林組合等林業事業体において「就労条件の改善による新規就業と定着の促進」「技術者の養成」「安全衛生の推進」等への一層の取組強化が求められているところです。

当財団では設立当初から、県が進める林業労働者の福祉の向上や林業労働力の確保・育成施策の一翼を担ってまいりました。今年度においても『林業労働力確保支援センター』として各種の研修・講習の受講料や住宅借り上げ経費への助成事業、新規就業希望者の相談対応やPR活動、事業体の生産力を高める研修「林業三つ星経営体育成事業」を実施するほか、円滑な雇用と就労に向け労使双方を支援する雇用管理改善事業、さらには林業労働者の福利厚生の実を図る振動障害特殊健康診断や退職一時金給付事業など多岐多彩な林業労働施策に、県行政と連携して取り組んでまいります。これらの事業推進を通じて、森林組合をはじめ林業事業体が上記課題への対策として進める福利厚生や労働力確保・育成活動を支援し、以て兵庫県林業の発展並びに県土緑化の推進に寄与することといたします。

公益目的事業

【公1】 林業労働力確保支援事業

(1) 林業技術向上促進事業

林業労働者の技術の向上を図るため、林業事業体が技能・資格の取得や研修受講等に従業員を参加させた場合に、それらに要した経費の一部を助成します。

(ア) 助成対象者

林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)に基づく認定事業主等に雇用されている職員及び林業労働者

(イ) 対象経費

林業・木材製造業労働災害防止協会兵庫県支部等が実施する技能講習会等の受講に係る受講料、受験料等

(ウ) 助成率 : 受講料等の1/2以内(但し、現場技能者育成研修受講生においては10/10)

(2) 新規参入定着活動事業

新規参入した林業労働者の定着を図るため、林業事業体又は新規参入者が住宅を新たに賃貸した場合に、それらに要した経費の一部を助成します。

(ア) 助成対象者

認定事業体又は認定事業体となる予定の事業体に新規就業する林業労働者

(イ) 助成率 : 賃借料の1/2以内(1人当り上限 20千円/月、助成期間 2年間)

(3) 林業労働力確保支援センター推進事業

林業労働力の確保に関する総合的な窓口である林業労働力確保支援センター(知事指定)として、課題を共有し対策を協議するため国・県・民間事業体の委員で構成する林業労働力育成協議会を開催するとともに、地域アドバイザーによる事業体への経営相談・指導、及び新規学卒者やUターン希望者など林業への就業希望者からの問合せ・相談に対応します。

林業労働力育成協議会の開催 : 1回

認定事業体への指導 : 随時、巡回指導(5回)

林業への就業希望者からの相談対応 : 随時

(4) 林業架線作業技術者研修

将来の基幹的な林業技術者を育成するため、「兵庫県林業作業士」として認定されるに必要な林業架線作業主任者免許の取得を目指した研修を実施します。

研修受講者数 : 20人

研修日数 : 10日間

(5) 林業の仕事PR事業

林業労働の次代を担う新規就業者を確保するため、高校生等を対象に林業の仕事や職場を紹介して林業への興味や関心を喚起するPR活動を実施します。

若手技術者を講師とする講習会 : 5回

(6) 林業三つ星経営体育成事業

全国トップクラスの林業事業体と同等の技術力・生産能力等を有する「林業三つ星経営体」を育成することにより、原木生産能力のアップを図ります。

① 経営者育成研修

事業体の木材生産能力を高めるため、労働安全衛生や雇用管理及び高性能機械の運用など林業経営全般について社会情勢の変化に対応した「林業三つ星経営体」として安定経営が図られるよう経営者クラスを対象に研修を実施します。

事業体リーダー（経営者等）の育成 ： 6事業体

労働安全・林業経営コンサルタント等の派遣 ： 各事業体3日間

② 森林施業プランナー実践力向上研修

林業技術者が携帯用電子端末タブレットを用い、現場と直結した施業プランを森林所有者に分かりやすく提案できるようプランナーとしての実践力向上を図る研修を実施します。

森林施業プランナーの育成 ： 10人

研修内容 ： 集合研修（6日間）及び通信研修（4日間）

③ 現場技能者の育成研修[講師派遣による現地指導]

現場技能者の原木生産能力を高めるため、先進事業体の作業班長等を講師として高性能林業機械の操縦技術や有利販売につながる伐倒・造材技術の研修を実施します。

講師派遣による現地指導 ： 5日間×10事業体

④ 現場技能者の育成研修[林業作業士登録のための技能向上支援]

国の定めた林業作業士(フォレストワーカー)名簿への登録に必要な集合研修や安全教育等を実施して現場技能者の技能向上を支援します。

林業作業士登録のための技能向上支援 ： 集合研修（25日程度）

(7) 林業就業促進資金貸付事業

林業への新規就業を円滑に進めるため、新規に就業しようとする者や新規就業者を雇用する事業主に対して、研修受講に要する経費や新規就業にあたって必要となる装備品の購入資金等は無利子で貸し付けます。

貸付枠 ： 4, 888千円

(8) 地域林業雇用改善促進事業

林業事業体の雇用条件や就労環境の向上など雇用管理の改善についての相談を受け、指導を行うとともに、林業に関心のある就職・転職希望者の県内事業体への就業を円滑に進めて労働力を安定的・長期的に確保するため、全国的な合同就職相談会への参加や初歩的な林業体験研修など広報・普及活動を実施します。

① 相談指導事業

認定事業体を対象に雇用改善に関する相談、指導、助言等の実施、及び新規学卒者やIターン・Uターン希望者の県内の林業事業体への参入を促進するため「森林の仕事ガイダンス」に参加します。

認定事業体巡回相談、指導等 ： 8回

「森林の仕事ガイダンス」に兵庫県ブースを出展 ： 1回(大阪会場)

② 広報・啓発事業

雇用管理の改善に資する情報を収集し、認定事業体等に提供します。

雇用管理情報誌の発行 ： 1回

③ 研修事業

林業事業体の雇用管理担当者等を対象に雇用管理改善をテーマとした研修会の開催、及び新規学卒者やIターン・Uターン希望者等を対象とした林業体験研修を実施します。

雇用管理研修会の開催 : 1回

林業就業支援講習 : 3回(5日間コース)

林業就職ガイダンス : 1回(1日コース)

【公2】 林業従事者特殊健診事業

林業労働における振動障害発生の予防対策の一環として、県内の主な地域を巡回する方式により、特殊健康診断事業を県内に拠点を置く健診機関に委託して実施します。

- (1) 対 象 者 : 林業・木材業に従事し、林業用振動機械を使用する次の者
 - ・ 県内で林業または、木材業(製材業を含む。)を営む者に雇用されている者
 - ・ 一人親方等(いわゆる一人親方、家族従事者、自営業者)
- (2) 健 診 予 定 人 員 : 520人
- (3) 実 施 場 所 : 県下8カ所(7日間)
- (4) 実 施 時 期 : 10月~12月

【公3】 退職一時金給付事業

林業事業体における就労条件改善の一環として、運用の原資となる掛金を一括管理することにより林業労働者に有利な退職一時金を給付し、林業への新規就業と定着の促進を図ります。

本事業は加入者数の規模の維持・拡大が重要であることから、未加入森林組合や素材生産業者、造林会社等の事業体への制度周知や加入勧奨活動を行って新規加入者の確保に努め、県の支援により財務の健全化を図りながら事業を運営します。

(1) 掛金収入

被 加 入 者 数 :	350 人
日 額 掛 金 額 :	280 円
一人平均年間就労日数 :	230 日
掛 金 収 入 見 込 額 :	22,540 千円

(2) 給付金支出

退 職 見 込 者 数 :	36 人
一人平均給付見込額 :	829 千円
給 付 金 支 出 見 込 額 :	29,844 千円